

光で飲食キャッシュバック 光市地域活性化促進事業

先着
4,000名様に

光市内の飲食店等で税込合計 25,000 円以上の飲食をした
光市民先着 4,000 人に 5,000 円をキャッシュバックします。
(1回の飲食につき 2,000 円以上・最低3店舗利用)

5,000円 Cash Back!

18歳以上の光市民、おひとり様1回のみ申請可能

【キャッシュバック対象】

- 所在地、店舗名、日付、会計金額を明示したレシートや領収書の原本を提出すること。
- レシートや領収書1枚につき2,000円以上の会計金額であること。(2,000円未満の合算は不可)
- 異なる3店舗以上のレシートや領収書があること。
- レシートや領収書の会計金額の合計が25,000円以上であること。

【対象店舗】

- 光市内の食堂・レストランなどの飲食店、酒場、旅館・ホテルでの飲食
(客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で飲食させる店舗)
※テイクアウトも可
- 光市内の持ち帰り専門店(パン、ケーキ、弁当屋など)

【対象とならない店舗】

- スーパー、コンビニエンスストア及びドラッグストアなど(主として日用品全般を販売する店舗)
- 肉・魚・八百屋など(食材を販売する店舗)

【実施期間】
9月1日(火)～
11月30日(月)

(この期間に飲食したレシート等に限ります)

申請期間：9月7日(月)から12月18日(金)まで。
ただし申請者が4,000人に達した時点で終了。
申請状況については光商工会議所ホームページ
(<http://hikari-cci.jp>)にて定期的に更新。

申請場所：光商工会議所
(光市島田 4-14-15 TEL.0833-71-0650)

申請時間：月曜日～金曜日(祝日除く) 9:30～16:00

申請について

- 申請の際は、申請書、身分証明書、印鑑、裏面のレシート・領収書貼付用紙が必要になります。

※身分証明書については、【氏名】【生年月日】【住所】の3点がわかるものの提示が必要です。
免許証、保険証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポートなど、氏名・生年月日・住所が記載されており、官公署が発行したもの(原本)をご持参ください。



- 本人による申請、受領が困難な場合、委任状の提出により代理人が手続きすることができます。
- 申請書・委任状については、光市または光商工会議所のホームページからダウンロードいただくか、光市役所商工観光課、大和支所、各出張所、光商工会議所、大和商工会窓口に備え付けてあります。

裏面のレシート貼付欄に対象レシートをすべて貼付けのうえ、下記申請場所にお持ちください。

※クレジットカード支払いの際に発行される売上伝票(ご利用票)は、領収書とは異なります。必ず、その店舗にその場で領収書の発行を申し出てください。

※この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、予告なく、延期または中止することがあります。予めご了承ください。

※3密を避けるため、申請時の付き添いはご遠慮ください。またマスクの着用をお願いします。

※ご自身と店舗の感染予防対策に十分注意された上で、ご飲食ください。

申請・問合せ

光商工会議所

光市島田 4-14-15 TEL.0833-71-0650

パで飲食キャッシュバック

- レシート・領収書には、店舗所在地・店舗名・日付・会計金額が記載されていることを必ず確認してください。
- レシートに店舗名などの記載がない場合や、不鮮明な印字箇所がある場合は、領収書の発行など差し替えを飲食店に申し出てください。
- レシート・領収書は1枚につき1応募のみ。コピーでの申請不可、原本の返却はできません。
- グループで会食し、個々で2,000円以上飲食した場合などについては、それぞれでレシートを出してもらうなど、消費者と店舗間において対応をしてください。
- 各種キャッシュレスサービス（電子マネー、QRコード決済など）でのお支払いをご利用の場合、アプリ等の購入履歴の提示によるレシートとしての代用はできません。必ず、会計時にレシートもしくは領収書を発行してもらい、提出してください。



レシート・領収書貼付用紙

【申請期間】

9月7日（月）～12月18日（金）

※申請者が4,000人に達した時点で終了

★レシートの裏面上部2cm程度をのりづけ面に貼り、全てのレシートが確認できるように貼付けてください。 ★レシートは、記載内容が鮮明でない場合や、店舗名・所在地・日付・支払金額について、確認ができない場合、無効となる場合があります。記載内容が消えたりしないよう、大切に保管してください。 ※レシートや領収書のコピーは貼付不可		のりづけ
のりづけ	のりづけ	のりづけ
クレジットカード支払いの際に発行される売上伝票（ご利用票）は、領収書とは異なります。売上票を提出されても、キャッシュバック対象のレシートと見なすことはできませんのでご注意ください。必ず、その店舗にその場で領収書の発行を申し出てください。		
のりづけ	のりづけ	のりづけ
のりづけ	のりづけ	のりづけ
のりづけ	のりづけ	のりづけ